支援センターだより No.7

なぜ必要？

税理士業務と成年後見制度

東北税理士会成年後見支援センター
（公益活動対策部）

被後見人の税務について

1　はじめに

東北税理士会成年後見支援センターだよりの7回目は、「被後見人の税務について」です。

税の専門家及び財産管理の専門家として税理士業務を遂行する上で税理士は、成年後見制度にまつわる税務に関しての周辺知識は今後重要になってくると思われます。

成年後見制度を利用する方にも納税の義務はあります。税理士が成年後見人として税務を行う場合（後見人に依頼された場合を含む）を想定して検討してみます。

2　所得税について

⑴　申告書の氏名の記載等

納税者署名押印欄は「乙野花子（被後見人氏名）　成年後見人甲野太郎」と記載してください。印字の場合も同様です。

成年後見人は法定代理人に当たります。ただし所得税法、相続税法に成年後見人の規定はなく、届出としては所得税では「納税管理人」として届けているのが現状です。

⑵　納税地

成年被後見人（以下本人という）の住所地など、今まで本人が使っている場所を納税地にしてください。したがって、所轄税務署も施設入所などで転居しない限り変更する必要はありません。

ただし、申告書等の送り先は「連絡先変更届」を提出して成年後見人の住所にしてもらう必要があります。

⑶　納税

振替納税をすることは大変有効です。この場合、振替口座は既に「乙野花子（被後見人氏名）成年後見人　甲野太郎」となっていますので、振替口座の申込書は同様に記載してください。

もちろん、銀行印は「甲野」になっていますが全く差し支えありません。

本人が既に振替納税を使っている場合には、口座名を変更すると振替えできなくなりますので、変更の手続きを行ってください。

本人が何らかの事情で納税できないときは、成年後見人が立て替える必要はなく滞納に関する手続を行う必要があります。

⑷　所得税の留意点

①　成年被後見人が所得税法の特別障害者控除に該当するか

今までは議論があったところですが、平成24年8月31日の名古屋国税局の審理課長より「基本的に特別障害者でよい」との回答がでましたので、今後は障害者手帳又は介護保険の認定での証明書を発行してもらう必要がなくなりました。

②　青色申告や青色申告特別控除を受けるための複式簿記の採用は、成年後見人がこれを選択することになんら問題はありません。特別償却、圧縮記帳その他の税法上の特別措置の選択に関しても成年後見人が判断します。

③　成年後見人が本人の青色事業専従者になっている場合、利益相反が考えられますが実際に事業に従事している場合、既に以前から支払っていた青色事業専従者給与の金額の範囲内であれば問題ないのではと思われます。

④　本人の居住用不動産を譲渡したときは、多くの場合3,000万円控除が適用できますが、本人から資料が出ないことが多いので住民票、以前の申告書の閲覧、居住用不動産処分の許可審判書など譲渡が成立していること、譲渡資金の流れなどをよく確認し、譲渡のチェックシートなどを活用して申告して下さい。また、施設入所などの理由により住民票が移動されて3年を経過しており、3,000万円控除が受けられないことがありますので注意が必要です。

3　相続税について

⑴　相続税の申告

相続人の中に本人と成年後見人がいる場合、利益相反になりますので特別代理人か成年後見監督人に遺産分割に関して代理してもらってください。

申告書に記載する本人署名の要領は所得税と同様です。納税についても本人は物納要件が整えば物納できます。延納要件についても同様です。

⑵　相続税対策

相続税対策には、単純贈与、相続税対策としての保険契約などがありますが、本人のためでない支出は認められません。相続人のためにすることが結果的に本人のためになるという論理は通用しません。事業承継税制の場合、本人が成年被後見人でないことが条件ですから注意してください。

⑶　税務代理権限証書

税理士が、成年後見人から申告を依頼された場合には、当然の事ながら税務代理権限証書は、相続人一人ひとりからもらってください。

⑷　債務控除

成年被後見人が亡くなり、成年後見人からの最後の後見報酬の申立てがされた場合、後見報酬は債務控除として成年被後見人の相続財産から差し引くことができます。

4　報酬の所得区分

法定後見の報酬は裁判所に「報酬付与の申立」をして審判がおりた金額で確定します。

それまでは、交通費などの実費は受け取ることができます。

報酬は税理士であれば税理士法に基づく業務でないため原則雑所得となります。消費税及び地方消費税の課税対象でもあります。よって、税理士の場合、成年後見賠償責任の保険料は雑所得の必要経費になりますのでご注意ください。

5　会社法関係

成年被後見人・被保佐人は、会社法により取締役にはなれません。したがって、社長に成年後見人が付いた場合は、直ちに役員変更を行わなければなりません。ただし、社長が所有する株についての権利まで失うことはありません。成年後見人が一定範囲の株主権の行使（限定あり）を行うことになります。

6　最後に

当支援センターでは税務に関しての相談も受け付けておりますので、お気軽にご相談ください。

（相談員　泉谷博之）